

第 580 回富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 3 年 1 月 6 日（水）午後 1 時 30 分から午後 2 時 10 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（13 人）

1	稲村 耕一	2	澤邊 治之	3	鈴木 昇	4	山崎 正秀
5	佐久間 容	6	平野 弁一	7	大後 護		
9	茂木 比呂志	10	森田 泰彰	11	川口 寛市	12	鈴木 伸江
13	小柴 賢次郎	14	白井 和子				

4 欠席委員（1 人）

8	渡邊 和巳						

5 事務局職員（3 人）

局長 茂木 雅宏	係長 赤井 聖	書記 樋口 悠亮	

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

第 580 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
事務局長	<p>開会 午後 1 時 30 分</p> <p>皆様あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。</p> <p>農業委員会の業務とは関係がありませんが、年末から年始にかけて発生しました水道管漏水について、天羽地区の皆様には、大変ご迷惑をおかけしまして大変申し訳ありませんでした。</p> <p>水道については、今年度 4 月からかずさ水道広域企業団、当市、君津市、木更津市、袖ヶ浦市の 4 市で企業団を構成して水道事業にあたっておりますが、断水については市長も 29 日から陣頭指揮にあたっております。</p> <p>また、新型コロナウイルス関連で、緊急事態宣言が明日にも出されることも聞いております。</p> <p>既に、県から 8 時以降の不要不急の外出を控えるようにという話も来ております。正式な決定ではありませんが、オフィスワークも 7 割削減し、テレワークで対応するようにというような話もあり、本日、市の対策本部会議が開かれますが、前回宣言時のような交代勤務は当面行わない方向で進めておりますので、事務室には全員いるようになりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>また、コロナに関する情報は、安全安心メール等で発信していきますので、ご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、委員の皆様には、ご多忙のところ第 580 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>開会に先立ちまして、本日の出席状況でございますが、</p> <p>8 番 渡邊 和巳 委員が欠席となっております、</p> <p>14 名中 13 名の出席となっております。</p> <p>従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立い</p>

事務局長	<p>たします。</p> <p>それでは早速会議を始めさせていただきます。</p> <p>会議の議長は、農業委員会会議規則第4条の規定により会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>(議長挨拶)</p> <p>(報告連絡事項)</p> <p>なし</p>
議長	<p>(開会)</p> <p>ただ今から、第580回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、会議に入ります。</p> <p>農業委員会会議規則第13条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>13番 小柴 賢次郎 委員、14番 白井 和子 委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p>
議長	<p>【議案第1号】</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第1号1番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を4番山崎委員お願いします。</p>
山崎委員	<p>議案第1号1番について申請地を12月25日に確認しましたので、</p>

	<p>説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>浅間山運動公園より南東の方向約 900mに位置する農地です。</p> <p>権利者は義務者と共同で行っていた耕作を引き継ぐため、義務者は離農を考えていたことから、贈与による所有権移転の申請をすることとなりました。</p> <p>営農計画としましては、水稻栽培を行う予定です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局 (樋口)	<p>ただいまの山崎委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>今回の案件は、義務者は申請地の贈与を希望し、権利者は申請地を取得し、耕作を引き継ぐことを目的とした申請です。</p> <p>申請地は、農用地区域内の農地であり、面積は 6,459 m²、権利者の耕作面積は、0 m²であり、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積は 5,000 m²の為、基準を満たしております。</p> <p>その他機械、技術、労働力に関しても問題はないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p> <p>質疑なしということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第 1 号 1 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 1 番は承認されました。</p>

議長	<p>つづきまして、議案第1号2番、3番、4番につきましては、権利者及び、申請理由が同一であるため、一括で審議し個別に採決したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>それでは、一括で審議をいたします。</p> <p>担当委員が私でありますので、私から説明いたします。</p>
議長	<p>議案第1号2番から4番について申請地を、本日午前中に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>JA きみつ大佐和支店より南西の方向約 350mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は農業経営の拡大、義務者は離農を考えていたことから、売買による所有権移転の申請をすることとなりました。</p> <p>営農計画としましては、みかん、レモン、カキ、ビワの栽培を行う予定です。</p> <p>また、現地は耕作されておらず、2番の申請地は、一部が砕石が敷かれており鉄骨、車両等が置かれています。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局 (樋口)	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>今回の案件は、義務者は離農のために農地の売却を希望し、権利者は申請地を取得し、耕作、経営拡張することを目的とした申請です。</p> <p>申請地は、農用地区域内の農地を含み、面積は6,324㎡、権利者の耕作面積は、5,174㎡であり、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積は5,000㎡の為、基準を満たしております。</p> <p>また、先ほど平野委員の説明にありましたとおり、2番の申請地は砕石敷き等により農地以外に使用されています。</p> <p>この転用は無許可で行われており、申請者が代表をつとめる法人が</p>

	<p>平成 31 年 3 月に農地法第 5 条許可を条件とした売買の仮登記の設定後に行われています。</p> <p>このため、申請者に窓口において、申請地が砕石敷き等で耕作できる状況ではないこと、農地に回復しなければ許可とならないことを説明したところ、本日午前中までに復元するとの話がありました。</p> <p>このことから、本日平野委員と私で午前中に現地を確認しましたが、一部に砕石敷きがされ、鉄骨、車両等が置かれている状態のままであったため、違反転用に該当するものと考えます。</p> <p>また、申請者が平成 14 年に 3 条で賃借権設定の許可を受けた農地については、現在耕作されておらず、その理由は一緒に耕作をしている人が体調不良であることから耕作をしていないとのことでした。</p> <p>以上のことから、国の農地法関係事務に係る処理基準について、第 3 の 3 項において、</p> <p>法第 32 条第 1 項各号に該当する農地の所有者並びにその農地について使用及び収益をする者並びに法第 51 条第 1 項各号に該当する者については、耕作又は養畜の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められないことは当然である。</p> <p>とあることから、許可することができない場合を規定する農地法第 3 条第 2 項第 1 号に該当するものと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>質疑ないようですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	
議長	<p>議案第 1 号 2 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手少数)</p> <p>挙手少数であります。</p> <p>よって議案第 1 号 2 番は不承認となります。</p>

議長	<p>つづきまして、議案第1号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>挙手なしであります。</p> <p>よって議案第1号3番は不承認となります。</p>
議長	<p>つづきまして、議案第1号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手少数)</p> <p>挙手少数であります。</p> <p>よって議案第1号4番は不承認といたします。</p>
議長	<p>議案第1号5番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を7番大後委員お願いします。</p>
大後委員	<p>議案第1号5番について申請地を12月28日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>飯野小学校より北東の方向約1kmに位置する農地であります。</p> <p>権利者は農業経営の拡大、義務者は離農を考えていたことから、売買による所有権移転の申請をすることとなりました。</p> <p>営農計画としましては、引き続き水稻栽培を行う予定です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの大後委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>今回の案件は、義務者は離農のために農地の売却を希望し、権利者は申請地を取得し、耕作、経営拡張することを目的とした申請です。</p> <p>申請地は、農用地区域内の農地であり、面積は2,035㎡、権利者の</p>

議長	<p>耕作面積は、16,694 m²であり、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積は5,000 m²の為、基準を満たしております。</p> <p>その他機械、技術、労働力に関しても問題はないと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p> <p>質疑なしということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第1号5番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号5番は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第2号】</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第2号1番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を1番稲村委員お願いします。</p>
稲村委員	<p>議案第2号1番について申請地を1月2日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>飯野小学校より北の方向約600mに位置する農地であります。</p> <p>近年、権利者が代表役員を務める神社への参拝客が増加し、自動車の往来や路上駐車によって近隣住民に不便がかかっている状態となっており、今後、事故の発生も懸念されることから、安全に参拝ができるよう及び近隣住民に迷惑がかからないよう申請地に駐車場を新</p>

	<p>たに整備することで義務者と合意し、駐車場用地として申請しました。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの稲村委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水については自然浸透としています。</p> <p>駐車場用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>（なし声）</p> <p>質疑なしということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号1番は承認されました。</p>
川口委員	<p>つづきまして、議案第2号2番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を11番 川口委員をお願いします。</p>

	<p>議案第2号2番について申請地を12月31日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>竹岡インターチェンジより南の方向約2.6kmに位置する農地であります。</p> <p>申請地は、現在耕作されておらず、今後も耕作の予定がないことから、維持管理に苦慮していたところ、権利者から太陽光発電事業用地とすることについて申し入れがあり、話がまとまったことから、所有権移転を伴う農地転用申請をすることとなりました。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの川口委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水については自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p> <p>質疑なしということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>

議長	<p>議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員であります。 よって議案第2号2番は承認されました。</p>
議長	<p>つづきまして、議案第2号3番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を同じく11番 川口委員お願いします。</p>
川口委員	<p>議案第2号3番について申請地を同じく12月31日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地は2番の申請地と同じく竹岡インターチェンジより南の方向約2.6kmに位置する農地であります。</p> <p>申請地は、現在耕作されておらず、今後も耕作の予定がないことから、維持管理に苦慮していたところ、権利者から太陽光発電事業用地とすることについて申し入れがあり、話がまとまったことから、所有権移転を伴う農地転用申請をすることとなりました。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。 以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの川口委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水については自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p>

<p>議長</p>	<p>以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p> <p>質疑なしということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第2号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号3番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>つづきまして、議案第2号4番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を13番 小柴委員お願いします。</p>
<p>小柴委員</p>	<p>議案第2号4番について申請地を12月30日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>環小学校より東の方向約2.1kmに位置する農地であります。</p> <p>申請地は、譲渡人が相続により取得をしたものの、耕作の予定がなく、維持管理も困難な状況であったところ、発電事業に新規参入すべく太陽光発電施設の設置場所として譲受人に紹介があり、承諾も得られたことから、賃借権設定を伴う農地転用申請をすることとなりました。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局(樋口)</p>	<p>ただいまの小柴委員の説明に補足させていただきます。</p>

	<p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水については自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し借入資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p> <p>質疑なしということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第2号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号4番は承認されました。</p>
議長	<p>つづきまして、議案第2号5番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を同じく1番 小柴委員お願いします。</p>
小柴委員	<p>議案第2号5番について申請地を12月30日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>先ほどの4番と同じく環小学校より東の方向約2.1kmに位置する農地であります。</p> <p>申請地は、譲渡人が相続により取得をしたものの、耕作の予定がな</p>

<p>議長</p>	<p>く、維持管理も困難な状況であったところ、発電事業に新規参入すべく太陽光発電施設の設置場所として譲受人に紹介があり、承諾も得られたことから、賃借権設定を伴う農地転用申請をすることとなりました。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p> <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局(樋口)</p>	<p>ただいまの小柴委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水については自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し借入資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p> <p>質疑なしということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第2号5番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号5番は承認されました。</p>

議長	<p>【農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定による農地転用の届出】</p> <p>次に「農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定による農地転用の届出」について事務局よりお願いします。</p>
事務局 (樋口)	<p>農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定による農地転用の届出について説明いたします。</p> <p>農地に施設を建設する場合は原則、農地転用の許可が必要ですが、200 m²未満の農地に農業に必要な倉庫等を建設する場合は届出でよいと規定されています。</p> <p>申請内容は、農業用倉庫 1 棟 53.85 m²の建設で、転用面積は、進入路等の敷地を含め 180.41 m²です。</p> <p>今回の届出による転用の要件、記載内容及び添付書類の不備はありませんでしたので、届出を受理しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>【専決処分報告について】</p> <p>次に専決処分報告について、事務局長よりお願いします。</p>
事務局長	<p>市街化区域内にある農地の専決処分について報告をさせていただきます。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届け出でございますが、1 番、2 番、3 番、5 番、6 番、7 番につきましては、専用住宅用地として所有権を移転するもので面積は、それぞれ 181 m²、266 m²、456 m²、330 m²、376 m²、594 m²です。</p> <p>4 番につきましては、駐車場用地として所有権を移転するもので面積は、393 m²です。</p> <p>本届出につきまして、添付書類も含め完備しておりましたので事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p>

議長	<p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。</p> <p>事務局何かありますか。</p>
事務局（赤井）	<p>1 きみつ農業いきいき交流会 2021 の開催について 参加希望の場合は、1月17日までに事務局まで連絡のこと。</p> <p>2 農地利用意向調査未回答者への調査票提出の声掛けについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当する委員は、未回答者への提出の声掛けをお願いします。 ・新型コロナウイルスの感染拡大が続いているため、マスク着用、適宜距離をとること。 ・農地の所在が不明の場合は、添付の地図を活用すること。 ・本件調査について不明な点は、事務局に連絡をお願いします。
事務局	<p>皆様には、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして第580回の定例農業委員会を終了します。</p>
議長	<p>なお、次回農業委員会総会は1月4日水曜日 場所は3階庁議室で午後1時30分から開催いたします。</p>
事務局長	<p>会議室については、国の会計実地検査が予定されているため、401会議室から変更になります。</p> <p>時間は、いつもどおり午後1時30分になりますのでよろしくお願 いします。</p> <p>閉会 午後2時10分</p>